

## 小牧市における土壌汚染について

土地所有者が、小牧市内の株式会社プロセス・ラボ・ミクロン中部テクノロジーセンター跡地において、土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、土地所有者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

### 1 報告内容

#### (1) 報告者

土地所有者

#### (2) 報告年月日

2026年3月27日（金）

#### (3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県小牧市大字上末字新田<sup>かみずえ</sup>122番1の一部

#### (4) 報告の根拠

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）

#### (5) 調査結果

##### ア 土壌溶出量

次表のとおり、法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 <sup>注2</sup>
ふっ素及び その化合物	1.9mg/L (2.4倍) <sup>注1</sup>	0.8mg/L 以下	0～0.5m 2.0m	6／85

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

##### イ 土壌含有量

全ての調査地点で法に規定する土壌含有量基準に適合しました。

#### (6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所の一部は、工場建屋内であり、その他の部分についてはアスファルト舗装若しくはコンクリート舗装又は不透水シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

なお、土地所有者は、地下水流向下流側の敷地境界付近において地下水モニタリングを実施しており、事業場外への地下水汚染の拡散は確認されていません。

### 2 今後の対応

土地所有者は、引き続き地下水モニタリングを実施する予定です。

県は、土地所有者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導するとともに、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、土壌溶出量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

### 3 事業者の連絡先

株式会社プロセス・ラボ・ミクロン

住所：埼玉県川越市芳野台1丁目103番52

電話：049-226-3115（直通）

## 4 調査対象地の概要

### (1) 面積

6,815.3m<sup>2</sup>

### (2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は、2011年から2025年まで、株式会社プロセス・ラボ・ミクロン中部テクノロジーセンターの敷地として利用されてきました。製造工程において、ふっ素及びその化合物の取扱履歴がありますが、漏洩事故等の記録はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

## 参考

### ○基準を超過した特定有害物質について

- ・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/Lの濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯<sup>はんじょうし</sup>が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)